

## 仕 様 書

- 1 件 名 「METALEX2017」出展等に伴う業務委託に係る指名競争入札の実施について
- 2 委託内容
- ア 事前出張
- ① 期間内における旅券等手配
  - ② 空港・ホテルの送迎手配（ガイド付き）
  - ③ 現地移動チャーター手配（市内または郊外）
  - ④ BTS30 デイ・スマートパス（15回）の手配（1名1枚×7名分）
- イ 展示会出張
- ① 期間内における旅券等手配
  - ② 空港・ホテルの送迎手配（ガイド付き）
  - ③ 現地移動チャーター手配（市内または郊外）
  - ④ BTS30 デイ・スマートパス（15回）の手配（1名1枚×8名分）
- 3 委託期間
- ア 契約締結日から平成29年10月6日（金）まで
- イ 契約締結日から平成29年11月26日（日）まで
- 4 出張先及び人数
- ア タイ（バンコク市内）・7名
- イ タイ（バンコク市内）・8名
- 5 出張行程
- ア 平成29年10月2日（月）から10月6日（金）まで
- イ 平成29年11月20日（月）から11月26日（日）まで
- 6 展示会場
- BITEC (Bangkok International Trade Exhibition and Convention Centre)  
88th Bangna Trad Road, Bang Na, Bangkok 10260

7 見積算出方法【事前出張、展示会出張】

下記内訳ごとの見積及び総合計金額を提示すること

	経費	事前出張 [10月2日(月)～10月6日(金)]
1	渡航費 ※1	7名分(日系航空会社)
2	空港・ホテル間送迎費 ※2	チャーター車(1台)+ガイド(1名) 入国時10月2日、 帰国時10月6日 ○乗車人員10名以上(スーツケースを人数分積載可能)
3	チャーター費(顧客訪問用) ※3	バンタイプ(8h/日) ・10月3日、4日、5日 各日6台 ○乗車人員7名以上
4	BTS 30デイ・スマートパス(15回) ※4	7枚
5	Wi-Fiルーターのレンタル費用	現地(タイ・バンコク)において、10月2日から10月6日まで使用可能なWi-Fiルーターを7台手配すること。 (ア) 1日500Mbyte程度通信できること (イ) 通信スピードは3Gまたは4GLTEに対応していること。 (ウ) 空港(羽田空港)で受け渡し及び返却ができること。 (エ) 紛失・破損等を全額補償するプランへの加入料金を含んだ金額とすること。

	経費	展示会出張 [11月20日(月)～11月26日(日)]
1	渡航費 ※1	8名分(日系航空会社)
2	空港・ホテル間送迎費 ※2	チャーター車(1台)+ガイド(1名) 入国時11月20日 帰国時11月26日 ○乗車人員10名以上 (スーツケースを人数分積載可能)

3	チャーター費 (顧客訪問用・搬入用) ※5	バンタイプ 11月21日 6台(8h/日)  ○乗車人員7名以上
4	BTS 30デイ・スマートパス(15回) ※4	8枚
5	Wi-Fi ルーターのレンタル費用	現地(タイ・バンコク)において、11月20日から11月26日まで使用可能なWi-Fi ルーターを8台手配すること。 (ア) 1日500Mbyte程度通信できること (イ) 通信スピードは3Gまたは4GLTEに対応していること。 (ウ) 空港(羽田空港)で受け渡し及び返却ができること。 (エ) 紛失・破損等を全額補償するプランへの加入料金を含んだ金額とすること。

※1 航空券・施設使用料・空港税・燃油サーチャージ・航空保険料等を提示すること。  
燃油サーチャージ費用及びバーツの円換算は渡航時を想定して算出する。

往復の航空券等手配

往路：東京・羽田空港発⇒タイ・スワンナプーム国際空港着

復路：タイ・スワンナプーム国際空港⇒東京・羽田空港着

往路は午前10時頃出発、復路は午前9時頃出発

※2 宿泊ホテルはGRANDE CENTRE Point Hotel Terminal21を公社で手配する。

※3 チャーター車の延長時間は1台あたり6時間(10月3日から10月5日の期間)を上限とする単価契約とする。

時間超過30分毎の追加費用についてもあらかじめ記載すること。

※4 ホテルの最寄駅から展示会場の最寄駅までの区間で使用可能なものであること。

※5 チャーター車の延長時間は1台あたり3時間(11月21日)を上限とする単価契約とする。

時間超過30分毎の追加費用についてもあらかじめ記載すること。

8 支払方法 期間終了後、契約相手方の請求により30日以内に指定口座へ振り込む

9 その他

- (1) 別紙スケジュールに従って手配を行うこと。
- (2) 落札者は入札書の他に7項で示した経費区分を明らかにした見積書を提出すること。
- (3) 現地移動チャーターは、ドライバー経験5年以上、市内道路事情を把握していること。
- (4) 空港・ホテルの送迎は、日本語でコミュニケーション可能なガイドを付けること。

- (5) 航空券と空港使用税が別扱いの場合は、現地滞在期間中に現地係員等により対応可能なこと。
- (6) 本仕様書に基づく委託業務契約先に決定した場合、公社事務局と同様の宿泊先を設定したパッケージツアーのサービス提案等を含め、本展示会出展企業向けの渡航手配窓口として対応可能であり、公社出展説明会に出席可能なこと。
- (7) その他、本仕様書の定めに無い事項については、下記担当者と協議の上、その指示に従うこと。

## 10 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

### A 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### B 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

## 11 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

- 12 担 当            公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部  
                         国際事業課 今村、松家    TEL 03-5822-7241

## 暴力団等排除に関する特約事項

### (暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

### (再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

### (不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署

への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。